

審 第 2 8 8 2 号
答 申 第 2 7 7 号
令和4年1月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月9日付け〇〇セ第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第252号

令和元年11月29日付けで審査請求人から提起された、令和元年10月2日付け〇〇セ第〇〇号－1で行った自己情報開示決定及び同日付け〇〇セ第〇〇号－2で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年10月2日付け〇〇セ第〇〇号－1で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け〇〇セ第〇〇号－2で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関が本件決定2で不開示とした情報のうち、「第3回口頭弁論の概要について」の概要欄の5行目38文字目から8行目12文字目までの情報を開示すべきである。
- （2）実施機関が本件決定で特定した個人情報以外に、令和〇年〇〇月〇〇日付け被告準備書面（1）に係る上申書及び請願書を実施機関においてそれぞれ供覧した際の各供覧用紙に記録された個人情報を特定し、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和元年9月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が原告になっている千葉地方裁判所〇〇支部平成〇〇年（〇）第〇〇号〇〇事件における被告の準備書面（1）に係るもの一切。たとえば、同書面自体やその起案文書や推敲や相談にかかる文書、同書面についての私の請願書や上申書にかかる文書など。同書面を陳述した時の文書、同陳述時に出廷していた職員がわかる文書。少なくとも、政策法務課、〇〇センター、障害者福祉推進課は担当課に含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県〇〇センター（以下「センター」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「弁護士打合せの概要について」（以下「本件文書1」という。）、「第3回口頭弁論の概要について」（以下「本件文書2」という。）、「令和〇〇年〇〇月〇〇日付け準備書面（1）」（以下「本件文書3」という。）、「令和〇〇年〇〇月〇〇日付け被告準備書面（1）に係る上申書」（以下「本件文書4」という。）及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日付け被告準備書面（1）に係る請願書」（以下「本件文書5」といい、本件文書1から本件文書4までと併せ

て「本件文書」という。)に記録された個人情報を特定し、本件文書3から本件文書5までについて本件決定1を、本件文書1及び本件文書2について本件決定2を行った。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月29日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年1月9日付け〇〇セ第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

(ア) 本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(イ) 裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 不開示部分は、いずれも、条例第17条第6号ロに該当しない。

(ウ) 不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(エ) 本件決定1は、教示がないことから、当然に取り消すべきである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

本件担当課は、従前、保存期間内であるにもかかわらず、行政文書を所在不明の状態にしたり、廃棄を行ったり、廃棄したのに廃棄記録を作成していなかったりしてきたことから、文書の特定については俄かには措信しがたい。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

条例第17条第6号ロは、争訟に関する情報を一律に不開示とするものではなく、争訟に係る事務に関することに加えて、開示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示とする旨を規定したものである。実施機関は、通知書でも弁明書でもともに、県の訴訟当事者としての地位を害するおそれの態様が不開示に足るまでの不当があることにつき何らの主張もしておらず、た

だ県の訴訟当事者としての地位に悪い意味で変動を来すおそれがある情報であることを以て不開示としたものであるから、明らかに条例第17条第6号ロには該当しない。

弁護士とのやりとりについては、訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、全面的に不開示とすることは、条例に違反する。

実際、いじめ防止対策推進法の立法事実となった〇〇いじめ自殺事件において、教育委員会は、弁護士との間で被害児童の尊厳を蹂躪する恐るべき相談内容が開示されている。

そして、本件開示請求の対象事案となった訴訟の当該準備書面では、被告は、原告が開示請求で不開示とされた行政文書を入手するために訴訟を利用している旨が明記され、陳述までされている。陳述前に抗議の上申書と請願書を提出していたにもかかわらずである。当該国家賠償請求訴訟が、強制入院させられた人たちの人権を救済するための千葉県精神医療審査会に係る重要な行政文書を保存期間内に廃棄されたり所在不明の状態にされたりしたことやそれを隠蔽したことなどが争点となっており、障害者の権利条約で絶対に禁止すべきとする強制的精神医療による拷問や虐待によって被害を受けた方々を救済する目的を逸脱した違法を訴求している極めて重大な裁判である。本件で不開示とされた情報の中に、あまりに強制入院の被害者の尊厳を蹂躪する記述、強制的精神医療による被害者の救済のために全身全霊で取り組んでいる原告である審査請求人を行政クレーマーや訴訟マニア扱いする記述があることは、本件開示文書の記述、未だに請願に対する回答を怠っていること、病院局経営管理課職員や知事部局政策法務課訟務班職員等の不適切な対応、他自治体の事例等からしても、想像に難くない。

開示請求で不開示とされた情報でも、訴訟手続上、必要であれば開示する必要があり、また実際に提出されるものであることは公知の事実であり、情報公開請求で不開示とされたものでも文書提出命令等の訴訟手続では提出する義務があることもまた明らかである。

そもそも、審査請求人の本件開示請求は、国家賠償請求訴訟で利用するために行ったものである。

情報公開制度の趣旨及び裁判を受ける権利に照らしても、原告である審査請求人が訴権を濫用している旨の記載及び陳述した被告千葉県とその指定代理人、訴訟代理人の責任は非常に重いものがある。審査請求人である原告の人権ひいては強制的精神医療による被害者の人権を擁護するために条例第19条の規定により裁量的開示を実施すべきである。

また、準備書面の案文は、準備書面とはそもそも対処方針を記載する

性質を有するものではなく主張を記載する書類であるし、準備書面が訴訟当事者である審査請求人に送付しなければならない文書であることに鑑みても、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を害するおそれもないし、たとえあったとしてもそのおそれは不当に害するおそれではない。

口頭弁論の概要については、審査請求人は、原告として当該期日に出頭しているのであるから、その口頭弁論の概要を記録した行政文書の情報であれば全部を開示すべきである。さらに言えば、現に係争中である本件訴訟の遂行に影響を与えうる情報であることを以て不開示とすることは許されない。

個人情報開示であれ、情報公開であれ、開示された情報が証拠となって行政が敗訴したり、違法性・故意過失等を認められる可能性があるないし高くなるなどしたりしたとしても、それを以て不開示とすることが相当でないことは明らかである。本人による個人情報のコントロールという観点からも、それが「不当に」の意義であるというべきであろう。自治体の行政訟務というのは住民のために行うべきものである。当該訴訟が国家賠償法であることから、国家賠償制度の趣旨も考慮すべきである。

ウ 結語

したがって、本件決定2で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容

本件文書は、いずれも千葉県と審査請求人が訴訟当事者として現に係争中である〇〇事件（以下「本件訴訟」という。）に関して作成されたものであり、争訟に係る事務に関する文書である。

(3) 本件決定の理由（部分開示の理由について）

ア 不開示部分について

本件文書1中、「概要」欄及び「準備書面（1）」の案文（2頁から7頁）並びに本件文書2中、「概要」欄のうち5行目から8行目及び「弁

護士との打合せ」欄（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第 17 条第 6 号ロに該当するとして、本件不開示部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 本件文書 1 の条例第 17 条第 6 号ロ該当性について

本件文書 1 は、本件訴訟に関する県と弁護士との打合せ記録である。不開示とした「概要」欄には打合せ記録の概要及び 2 頁から 7 頁には、準備書面（1）の案文が記載されている。当該情報は、現に係争中の本件訴訟に関し、県としてどのような方針で臨むかを記述したものであり、県の対処方針そのものである。このような情報を訴訟当事者である審査請求人に開示することは、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針を明らかにすることになり、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

ウ 本件文書 2 の条例第 17 条第 6 号ロ該当性について

本件文書 2 は、口頭弁論の概要を記録した文書であり、期日に出席できなかった職員も含めて、担当者間で本件訴訟に関する情報を共有するために作成されたものである。

不開示とした部分には、現に係争中である本件訴訟の遂行に影響を与えうる情報が記載されている。このような情報を開示すると、本件訴訟についての対処方針の策定やそのための準備に必要な情報共有に困難をきたし、ひいては県の本件訴訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

（4）弁明の内容

ア 処分の妥当性について

（ア）本件文書の特定について

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である」と主張しており、要するに、対象文書の特定が不十分であり他に本件請求の対象となる行政文書が存在する旨を主張しているものと解される。

しかしながら、本件訴訟において、被告準備書面（1）に係る事務処理に際して実施機関が作成ないし取得した審査請求人の自己情報が記載された行政文書は、前記（2）アのとおり、審査請求人に対し既の開示決定等を行ったもののみであり、これらの文書以外に、審査請求人の請求内容を含む行政文書を作成・取得したことはない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

（イ）条例第 17 条第 6 号ロ該当性について

審査請求人は、本件不開示部分は、いずれも、条例第 17 条第 6 号

ロの不開示情報に該当しない旨を主張する。しかしながら、本件不開示部分が、同号ロに定める不開示情報に該当することは前記（３）イ及びウのとおりであるから、審査請求人の主張には理由がない。

（ウ）条例第１９条の該当性について

審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第１９条に該当する旨を主張する。しかしながら、当該情報を不開示とすることにより保護すべき利益を上回る、審査請求人の権利利益の保護の必要性を特に認めるべき具体的事実についての記載がなく、開示の必要性は認められない。

（エ）教示文について

審査請求人は、自己情報開示決定通知書に教示文が付されていないことから、本件決定１の取消しを求めているが、そもそも不開示情報がない対象文書について開示決定をする処分に教示義務があるのか疑問であり、さらに、仮に教示義務があるとしても、教示の有無は本件決定１の判断過程とは関わりをもたないことから、処分の取消理由とはならない。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 結論

以上のとおり本件決定には何ら違法・不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記２（２）のとおり、本件文書３から本件文書５までに記録された個人情報を特定して本件決定１で開示決定を行うとともに、本件文書１及び本件文書２に記録された個人情報を特定して本件決定２で部分開示決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３のとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係りセンターが保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、実施機関が本件決定で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

審議会において本件文書を確認したところ、センターは、審査請求人が本件訴訟に係り提出した上申書である本件文書４及び請願書である本件文書５を収受し、それぞれ供覧用紙を用いて組織内で供覧しているところ、本件開示請求に対して、当該供覧した各供覧文書一式のうち、当該収受した上申書又は請願書に記録された個人情報のみを本件決定１において特定

しているが、各供覧用紙に記録された個人情報を本件決定で特定していないことが判明した。

したがって、当該各供覧文書一式のうち、本件文書４及び本件文書５に記録された個人情報以外の個人情報を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、当該個人情報を特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

(３) 本件決定２の不開示情報について

ア 本件文書１の不開示部分について

(ア) 本件文書１は、県と訴訟代理人である弁護士との間で本件訴訟に関して打ち合わせた内容及び準備書面の案文が記載されたものと認められる。

実施機関は、本件文書１で不開示とした情報について、条例第１７条第６号ロに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 条例第１７条第６号は、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な事務又は事業をイからへまで例示的に掲げており、同号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

(ウ) 審議会で見分したところ、本件文書１で不開示とした情報には、県と弁護士との間で打ち合わせをした本件訴訟に係る対処方針及び準備書面の案文が含まれていると認められる。

当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになり、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を条例第１７条第６号ロに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 本件文書２の不開示部分について

(ア) 本件文書２は、本件訴訟の口頭弁論に関する情報を実施機関において共有するため、本件訴訟の口頭弁論の概要について記載されたもの

と認められる。

実施機関は、本件文書 2 で不開示とした情報について、条例第 17 条第 6 号ロに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書 2 で不開示とした情報には、本件訴訟の口頭弁論の概要及び弁護士との打合せ内容が含まれると認められる。そして、「概要」欄には、口頭弁論期日の裁判所、原告及び被告の言動が記載されている。

(ウ) このうち、「概要」欄の 5 行目 38 文字目から 8 行目 12 文字までは、口頭弁論期日の原告の主張及びそれに対する被告の訴訟代理人弁護士の回答が記載されたものである。当該情報については、審査請求人が本件訴訟の口頭弁論に出席していることから、当該情報が開示されたからといって、本件訴訟の一方当事者である県における情報共有及び本件訴訟に係る対処方針の策定に支障が生じ、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえず、同号ロに該当しないと認められる。

したがって、当該情報は、開示すべきである。

(エ) 次に、本件文書 2 で不開示とした情報のうち、その余の情報には、口頭弁論における言動を実施機関で評価した内容及び弁護士との打合せ内容が記載されている。

当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県における情報共有及び本件訴訟に係る具体的な対処方針の策定に支障が生じ、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を条例第 17 条第 6 号ロに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和２年１月９日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和２年１月３１日	反論書の写しの受理
令和３年６月２１日	審議（令和３年度第３回第２部会）
令和３年７月２６日	審議（令和３年度第４回第２部会）
令和３年９月２７日	審議（令和３年度第５回第２部会）
令和３年１０月２５日	審議（令和３年度第６回第２部会）

千葉県個人情報保護審議会第２部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長